

## 九州国際大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領

### (趣旨)

第1条 九州国際大学障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第8条の規定に基づき、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号及び令和5年文部科学省告示第164号）に即して、九州国際大学の教職員（非常勤職員含む。以下「教職員」という。）が、教育、研究及び事務を行うに当たり、適切に対応するために必要な基本的事項及びその基本的な考え方その他の必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害のある学生身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生（入学を希望する者を含む。障害者の該当性は、障害者手帳の所持に限らず、当該学生の状況等に応じて個別に判断される。）をいう。
- (2) 社会的障壁障害がある学生にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

### (不当な差別的取扱いの基本的な考え方)

第3条 この対応要領において、不当な差別的取扱いとは、障害のある学生に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育及び研究その他九州国際大学（以下「本学という。）が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所、時間帯などを制限すること、障害のない学生に対しては付さない条件を付けることなどをいう。社会的障壁を解消するための手段の利用（介助者の付添い等）を理由として行われる不当な差別的取扱いも、障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当する。

### (不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害のない学生と不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある学生の権利利益を侵害してはならない。

- 2 異なる取扱いに正当な理由が認められるか否かについては、個別の事案ごとに、障害のある学生、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究その他本学が行う活動の目的、内容又は機能

の維持等の観点から、具体的な場面や状況に応じて総合的及び客観的に検討を行い判断するものとする。教職員は、正当な理由が認められると判断した場合には、当該障害のある学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

3 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、別に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の基本的な考え方)

第5条 この対応要領において、合理的配慮とは、障害のある学生が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

(合理的配慮の提供)

第6条 教職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障害のある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が重でないときは、障害のある学生の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害のある学生の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について合理的配慮の提供をしなければならない。

2 前項の意思の表明には、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、障害のある学生が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられる場合及び本人の意思の表明が困難な場合には、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して意思の表明を行う場合が含まれる。意思の表明がない場合であっても、当該障害のある学生がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害のある学生に対して適切と思われる合理的配慮を提案するために建設的対話を働きかけるよう努めるものとする。

3 教職員は、合理的配慮の提供をしようとするときは、別に定める留意事項に留意するものとする。

(過重な負担の基本的な考え方)

第7条 第5条に規定する過重な負担については、一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じた検討を行い、総合的及び客観的に判断しなければならない。教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、当該障害のある学生にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めなければならない。

(1) 教育及び研究その他本学が行う活動への影響の程度（事務又は事業の目的、内容又は機能を損なうか否）

- (2) 実現可能性の程度（物理的又は技術的制約、人的又は体制上の制約）
- (3) 費用又は負担の程度
- (4) 事務又は事業の規模
- (5) 財政・財務の状況

（相談窓口の設置等）

第8条 障害のある学生及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するために、大学事務局教育支援部学生支援室に相談窓口を設置する。

- 2 大学事務局教育支援部学生支援室は、次の各号に掲げる業務に関する相談等については、当該各号に規定する部署と連携して相談業務に当たるものとする。
  - (1) 入試に関する業務 大学事務局大学政策部入試・広報室
  - (2) 授業に関する業務 大学事務局教育支援部学務事務室
  - (3) 就職に関する業務 大学事務局教育支援部キャリア支援室
  - (4) その他障害に関する相談 保健室、やわらかカフェ
- 3 本学のホームページに相談窓口や関連する情報を掲載するものとする。

（紛争の防止等のための体制）

第9条 正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等に関する紛争については、学生サービス委員会において協議し、学長は、その協議結果を尊重して紛争の防止又は解決の措置を講じるものとする。

（教職員への研修及び啓発）

第10条 本学は、障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次のとおりの研修及び啓発を行うものとする。

- (1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修
- (2) 新たに監督者となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務及び役割について理解させるための研修
- (3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するための留意事項、日本学生支援機構のハンドブック等による意識の啓発

附 則

この対応要領は、令和6年4月1日から施行する。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項

九州国際大学における障害のある学生への修学支援に関する教職員対応要領第4条及び第6条に定める留意事項は、以下のとおりとする。

### 第1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（第4条関係）

対応要領第3条のとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、ここに記載する内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意すること。

（正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例）（以下、例示）

- 障害があることを理由に受験、入学、授業受講、研究指導を拒否すること。
- 障害があることを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること。
- 障害があることを理由に事務窓口等での対応順序を劣後させること。
- 障害があることを理由に式典、行事、説明会、シンポジウムへの出席を拒否すること。
- 障害があることを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること。
- 手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイクなどの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由に当該試験等の結果を学習評価の対象から除外、また、評価に差をつけること。
- 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、一律にあるいは漠然とした安全上の問題を理由に学内の施設利用を拒否又は制限すること。

（正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例）（以下、例示）

- 実習において、アレルギーとなる材料を使用するなど、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害者に対し、アレルギーとならない材料に代替し、別の部屋で実習を設定すること

## 第2 合理的配慮に該当し得る配慮の具体例（第6条関係）

九州国際大学における障害のある学生への修学支援に関する教職員対応要領第6条第3項に定める留意事項は、以下のとおりとする。

合理的配慮は、障害のある学生の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害のある学生に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。「社会モデル」の考えに基づき、障害のある学生に対して公平な社会的・構造的支援が提供されているかどうか

その内容は、対応要領第5条のとおり、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例についてはあくまでも例示であり、過重な負担が存在しないことを前提として、建設的対話を通じて相互理解を深め障害者にとって必要かつ実現可能な対応案を柔軟に検討していくこととし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

障害は社会によって作られた制約であるという「社会モデル」の考えに着目し、障害のある学生からの要望に対して公平な社会的・構造的支援が提供されているかどうかに留意すること。

（合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の例）（以下、例示）

- 障害のある学生のための各種支援機器の貸し出しを行うこと。
- 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生と同様に利用できるように改善すること。
- 移動に困難のある学生のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生について、座席位置を出入口の付近に確保すること。
- 移動に困難のある学生が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること。
- 易疲労状態の障害のある学生からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時的休憩スペースを設けること。
- 視覚障害者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内すること、その際、同性の教職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内すること

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の例) (以下、例示)

- 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、手話通訳、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システムなどの情報保障を行うこと。
- ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと。
- シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生の要望に応じて電子ファイルや点字・拡大資料等を提供すること。
- 聞き取りに困難のある学生が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること。
- 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと。
- 障害のある学生で、視覚情報が優位な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること。
- 間接的な表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること。
- 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること。
- 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること。
- 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例) (以下、例示)

- 入学試験や定期試験において、障害のある学生の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること。
- 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること。
- 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること。
- 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、本人の休憩時間を延長したりすること。
- 移動に困難のある学生に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること。
- 教育実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること。
- 教育実習、実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること。

- 外国語のリスニングが難しい学生について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること。
- 障害のある学生が参加している実験・実習等において、障害の特性により指示の伝達や作業の補助等が必要となる場合に、特別にティーチングアシスタント等を配置すること。
- ICレコーダー等を用いた授業の録音を認めること。
- 授業中、ノートを取ることが難しい学生に、板書を写真撮影することを認めること。
- 不随意運動等により特定の作業が難しい障害のある学生に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと。
- 感覚過敏等がある学生に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること。
- 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること。
- 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保する等の、障害に応じた配慮をすること。
- 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること。
- 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと。
- 治療等で学習空白が生じる学生に対して、(ICTを活用した)補講・補習を行う等、学習の内容の習得機会を確保できる方法を工夫すること。
- 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること。
- 視覚障害や肢体不自由のある学生の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、次のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに判断することが必要であることに留意する。

(合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例) (以下、例示)

- 入学試験や定期試験等において、筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断ること。
- 自由席で開講している授業において、弱視の学生からスクリーンや板書等がよく見える席での受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せず、一律に「特別扱

いはできない」という理由で対応を断ること。

- 視覚障害者が、点字ブロックの無いイベント会場内の移動に必要な支援を求める場合に「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、参加や支援を断ること。
- 学生が、支援者と共に更衣室を利用することを希望した場合に、空いている教室など代替施設を検討することなく、設備がないという理由で対応を断ること。

(合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例) (以下、例示)

- オンライン授業の配信のみを行っている場合に、オンラインでの集団受講では内容の理解が難しいことを理由に対面での個別指導を求められた際、字幕や音声文字変換システムの利用など代替措置を検討したうえで、対面での個別指導を可能とする人的体制・設備を有していないことを理由に、当該対応を断ること(事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)。
- 図書館等において、混雑時に視覚障害者から職員等に対し、館内を付き添って利用の補助を求められた場合に、混雑時のため付添いはできないが、職員が聞き取った書籍等を準備することができる旨を提案すること(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)
- 発達障害等の特性のある学生から、得意科目で習得した単位を不得意な科目の単位として認定してほしい(卒業要件を変更して単位認定をしてほしい)と要望された場合、不得意科目における環境調整や受講方法の調整などの支援策を提示しつつ、卒業要件を変更しての単位認定は、自大学におけるディプロマ・ポリシーに照らし、教育の目的・内容・機能の本質的な変更にあたることから、当該対応を断ること(事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことの観点)。

さらに、環境の整備は、不特定多数の障害者向けに事前的改善措置を行うものであるが、合理的配慮は、環境の整備を基礎として、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障害者に対して個別の状況に応じて講じられる措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例は、次のとおりである。

(合理的配慮の提供と環境の整備の関係に係る例) (以下、例示)

- 障害者差別解消の推進を図るための教職員への学内研修を実施(環境の整備)するとともに、教職員が、学生一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行うこと(合理的配慮)
- エレベーターの設置といった学内施設のバリアフリー化を進める(環境の整備)とともに、肢体不自由のある学生が、実験室等で実験実施の補助を必要とした際に、その補助を行うティーチングアシスタント等を提供すること(合理的配慮)



- 障害者から申込書類への代筆を求められた場合に円滑に対応できるよう、あらかじめ申込手続における適切な代筆の仕方について研修を行う（環境の整備）とともに、障害者から代筆を求められた場合には、研修内容を踏まえ、本人の意向を確認しながら担当者が代筆すること（合理的配慮）
- オンラインでの申込手続が必要な場合に、手続を行うためのウェブサイトが障害者にとって利用しづらいものとなっていることから、手続に際しての支援を求める申出があった場合に、求めに応じて電話や電子メールでの対応を行う（合理的配慮）とともに、以後、障害者がオンライン申込みの際に不便を感じることをないように、ウェブサイトの改良を行うこと（環境の整備）
- 講演会等で、情報保障の観点から、手話通訳者を配置したり、スクリーンへ文字情報を提示したりする（環境の整備）とともに、申し出があった際に、手話通訳者や文字情報が見えやすい位置に座席を設定すること（合理的配慮）